

2021年8月18日

乙訓医療生活協同組合
支部長・たまり場・班・サークル 責任者
職員 各位

乙訓医療生活協同組合
専務理事 上西良太

**京都府にふたたび緊急事態宣言が発令されました。
感染拡大防止のため当面の間、組合員活動を制限いたします。**

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が続いています。

京都府全域にあらたに緊急事態宣言が発令されました。これまで「まん延防止等重点措置」がとられて来ましたが、人の流れの増加や変異株への置き換わりが進む中、京都府でも新規陽性者数が過去最多となっています。また、医療のひっ迫状態も深刻な水準に迫っています。

乙訓医療生協の組合員活動は、感染対策を行いながら少しずつ活動を再開してきたところではありますが、今回の事態を受け下記の通り活動制限を行います。

ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手指消毒の徹底をすること、外出の自粛など人と人との接触の機会を極力減らすことが、今必要な対策と考えています。ご理解いただき、一緒にこの局面を乗り越えましょう！

記

(1) 期間

2021年8月 20日(金)～ 9月12日(日)

***期間が延長された場合は、その期間まで。**

(2) 組合員活動について

1. 支部活動、たまり場・班・サークル活動について
すべての活動（会議含む）を中止してください。

2. 介護予防運動教室

緊急事態宣言期間は中止とします。なお、延長の場合は、その期間まで中止とします。

3. 組合員訪問行動

中止してください。
なお、青い空の配布などはポストインを基本に、対面を避けてください。
組合員の状況把握などは、可能な限り電話などの方法をお願いします。

4. 他団体の医誠会診療所の会場使用について

貸し出しを中止いたします。

5. 専門委員会・支部会議など

- 診療所内の場合→中止してください。オンライン開催は相談に応じます。
- 診療所外の場合→中止してください。オンライン開催は相談に応じます。

6. 理事会等機関会議

オンライン会議を基本に開催します。

7. 名簿整理・「青い空」配布作業について

代用する手段・方法が難しいため、担当職員と別途調整しながら実施します。

**※ 緊急事態宣言解除後の方針については、その時点であらためて
通達をお届けしますのでご了承ください。**

以上